

監査指摘事項改善報告書

(福)わかば福祉会

平成 30 年 11 月 7 日

ID	項目	根拠	指摘事項	改善計画
1	Ⅲ - 3(2) 1	留意事項 1の(4)	経理規程第8条(統括会計責任者及び出納職員)で統括会計責任者を設置することとなっているが、設置していない。	経理規程を改訂し、統括会計責任者の設置を廃止する方向で検討中です。次回理事会、評議員会で決定します。
2	Ⅲ - 3(2)1	留意事項 1の(4)	経理規程第12条会計帳簿に記載のある補助簿のうち整備されていないものがある。	現状と照らし合わせて、経理規程及び補助簿を整備します。
3	Ⅲ - 4(3)1	法第59条の2、規則第10条	定款及び役員等報酬基準がインターネットを利用して公開されていない。	11/5付で、公開を始めました。ホームページ内、園のご紹介の中です。
4	I - 1(1)	法第31条第1項	業務執行理事が理事会において業務の執行状況を報告していない。	次回理事会から報告するようにします。

5	Ⅲ - 3(2)1	留意事項 1の(4)	固定資産の除却について 理事会及び評議員会の承認を得ていない。	次回の除却より、承認を得るようになります。
6	I - 3(1)1	法第39条	評議員選任・解任委員会 が設置されていない。	なるべく早く設置するよう 今、準備中です。
7	I - 3(2)1	法第45条の 9第1項、同条 第10項により 準用される一 般法人法第 181条、第182 条、規則第2 条の12	評議員会の招集通知が発 送されたことが分かる資 料がない。また、評議員 会の開催の同意に関して 記録が残っていない。	次回から記録として残しま す。
8	I - 3(2)1	法第45条の 9第1項、同条 第10項により 準用される一 般法人法第 181条、第182 条、規則第2 条の12	評議員会の招集通知が1 週間前に発出されていな いものがある。	次回から1週間前には発出 します。
9	I - 3(2)3	法第45条の 9第1項、同条 第10項により 準用される一 般法人法第 194条第1項、 第2項、法第 45条の11第 1項から第3	評議員会議事録に出席し た理事の氏名及び議事録 作成に係る職務を行った 者の氏名の記載がない。	次回から記載します。

		項まで、規則 第2条の15		
10	I - 6(1)2	法第45条の 14第4項、第 5項	平成30年3月17日開催 の理事会において、第5 号議案で「役員功労金」 の議題を審議され、議決 を得ているが、決議に特 別の利害関係を有する理 事が加わっている。	次回から、このような審議 の場合は、利害関係を有す る理事には退出してもらい ます。
11	III - 3(3)2	会計省令第6 条第3項、運 用上の取扱い 19、留意事項 19	決算承認理事会の終了後 2ヶ月以内に積立金の資 金移動が行われていな い。	今後、積立金の資金移動は 決算承認理事会の終了後 2ヶ月以内に致します。